

第3章 消防用設備等の設置単位

第12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い

第3章 消防用設備等の設置単位

第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い

避難器具の設置個数の減免基準は、省令第 26 条によるほか、次による。

1 共通事項

- (1) 用語の定義
「上空通路等の取扱い」とは、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和 32 年 7 月 15 日建設省発第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号）をいう。
- (2) その他
ア 省令第 26 条第 2 項、第 5 項第 3 号ハ及び第 7 項第 2 号に規定する「屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分」とは、「消防法施行規則第 4 条の 2 の 3 並びに第 26 条第 2 項、第 5 項第 3 号ハ及び第 6 項第 3 号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」（平成 14 年 11 月 28 日消防庁告示第 7 号）の規定による。（第 12-1 図参照）
イ 建築物の屋内から省令第 26 条第 5 項第 1 号へ及び第 2 号口に規定するバルコニー等に通ずる扉は、次の構造を有するものとしなければならない。ただし、避難上支障がない場合はこの限りではない。
(ア) 扉の大きさは、幅 75 cm 以上、かつ、高さ 180 cm 以上とすること
(イ) 扉の下端の床面からの高さは、15 cm 以下とすること。

2 避難器具の設置個数の減少及びその判定

- (1) 政令第 25 第 1 項各号に該当する防火対象物の階で、省令第 26 条第 1 項を適用した場合の避難器具の設置個数については、第 12-1 表のとおりとする。

第 12-1 表 避難器具の設置個数の減少

政令第 25 条第 1 項		避難器具の設置個数		省令第 26 条第 1 項を適用した場合の避難器具の設置個数
第 1 号	(6)項に掲げる防火対象物の 2 階以上の階又は地階で、収容人員が 20 人 ^{(注) 1} 以上のもの	100 人以下	→1 個	200 人以下 → 1 個
第 2 号	(5)項に掲げる防火対象物の 2 階以上の階又は地階で、収容人員が 30 人 ^{(注) 1} 以上のもの	101 人以上	200 人以下 →2 個	201 人以上 400 人以下 → 2 個
		201 人以上	300 人以下 →3 個	401 人以上 600 人以下 → 3 個
第 3 号	(1)項から(4)項まで及び(7)項から(11)項までに掲げる防火対象物の 2 階以上の階（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の 2 階を除く。）又は地階で、収容人員が 50 人以上のもの	200 人以下	→1 個	400 人以下 → 1 個
第 4 号	(12)項及び(15)項に掲げる防火対象物の 3 階以上の階又は地階で、収容人員が、3 階以上の無窓階又は地階にあっては 100 人以上、その他の階にあっては 150 人以上のもの	201 人以上	400 人以下 →2 個	401 人以上 800 人以下 → 2 個
		401 人以上	600 人以下 →3 個	801 人以上 1,200 人以下 → 3 個
		300 人以下	→1 個	600 人以下 → 1 個
第 5 号	前各号に掲げるもののほか、政令別表第 1 に掲げる防火対象物の 3 階 ^{(注) 2} 以上の階のうち、当該階から避難階又は地上に直通する階段が 2 以上設けられていない階で、収容人員が 10 人以上のもの	301 人以上	600 人以下 →2 個	601 人以上 1,200 人以下 → 2 個
		601 人以上	900 人以下 →3 個	1,201 人以上 1,800 人以下 → 3 個
		100 人以下	→1 個	
		101 人以上	200 人以下 →2 個	
		201 人以上	300 人以下 →3 個	

- (注) 1 下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するものにあっては、10 人
2 (2)項及び(3)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物で 2 階に同表(2)項又は(3)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものにあっては、2 階

第3章 消防用設備等の設置単位

第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い

- (2) (16)項に掲げる防火対象物の部分で、政令第 9 条の規定を適用して、防火対象物の用途区分毎に避難器具を設置する場合は、**第 12-2 図**の例のように、当該一の防火対象物毎に、(1)により算出して得た数以上の設置個数とすることができる。
- (3) 防火対象物の一の階において、省令第 4 条の 2 の 2 に規定する「避難上有効な開口部」を有しない壁で区画されている部分が存すること等により、省令第 26 条第 1 項第 2 号を適用できない場合の避難器具の設置個数の例は、**第 12-3 図**のとおりとする。

3 避難器具の設置個数の減免及びその判定

(1) 避難階段等による減免

- ア 省令第 26 条第 2 項に規定する「避難階段又は特別避難階段」（以下「避難階段等」という。）による避難器具の減免の例は、**第 12-4 図**のとおりとする。
- イ (16)項に掲げる防火対象物の部分で、政令第 9 条の規定を適用して、防火対象物の用途区分毎に避難器具を設置する場合は、**第 12-5 図**の例のように、当該一の防火対象物毎に、第 2(1)により算出して得た数から減免することができる。
- ウ 防火対象物の一の階において、省令第 4 条の 2 の 2 に規定する「避難上有効な開口部」を有しない壁で区画されている部分が存すること等により、省令第 26 条第 1 項第 2 号を適用できない場合の避難器具の設置個数の例は、**第 12-6 図**のとおりとする。
- エ 省令第 26 条第 2 項の規定を適用する場合の例は、**第 12-7 図**のとおりとする。
- オ 避難階段等の構造等の基準は、建基法の規定によるほか、次による。
- (ア) 屋外避難階段
屋外避難階段の外気に開放された部分から、その面する隣地境界線まで 50 cm 以上、かつ、同一敷地内に存する他の建築物（同一の建築物の外壁等を含む。）まで 1 m 以上の水平距離を確保すること。
- (イ) 特別避難階段
特別避難階段のバルコニー又は付室の床面積は、5 m²以上の大きさを確保すること。

(2) 渡り廊下による減免

- ア 省令第 26 条第 3 項に規定する「渡り廊下」による避難器具の減免の例は、**第 12-8 図**のとおりとする。
- イ 渡り廊下の基準は、省令第 26 条第 3 項によるほか、次による。
- (ア) 渡り廊下の幅員は、1.2m 以上とし、避難時の予想される荷重に十分耐えられること。
- (イ) 公共用道路上空に設ける渡り廊下は、上空通路等の取扱いの例による。
- (ウ) 渡り廊下内の給水管、配電管その他の管が、防火対象物の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該管と耐火構造の区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。
- (エ) 渡り廊下内の換気、暖房又は冷房の設備の風道が、防火対象物の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

(3) 避難橋による減免

- ア 省令第 26 条第 4 項に規定する「避難橋」による避難器具の減免の例は、**第 12-9 図**のとおりとする。
- イ 避難橋の基準は、省令第 26 条第 4 項によるほか、次による。
- (ア) 避難橋の幅は 60 cm 以上とし、勾配は 5 分の 1 未満とする。ただし、5 分の 1 以上の高低差を生じる場所に設ける場合は、避難上有効な段を設け、階段式としても差し支えない。
- (イ) 避難時の利用の際に予想される荷重に十分耐えられるものであること。
- (ウ) 公共用道路上空に設ける避難橋は、上空通路等の取扱いによる。
- (エ) 避難橋の主要な部分は、不燃材料とし、構造耐力上主要な部分は鋼材、鉄筋コンクリート、アルミニウム等の耐久性のある材料で造ること。
- (オ) 避難橋には、転落を防止するための高さ 10 cm 以上の巾木及び高さ 110 cm 以上の手すり並びに間隔 20 cm 以内毎に手すり子を設け、床面には間隔を設けないこと。
- (カ) 避難橋は、避難上有効な場所に取付け、かつ、出入口以外の開口部から 2 m 以上離れた位置に設けること。

4 避難器具を設置することを要しない場合の取扱い

- (1) 省令第 26 条第 5 項に規定する避難器具の設置を要しない階の例は、次のとおり。

- ア 同項第 1 号 **第 12-2 表**及び**第 12-10 図**

第3章 消防用設備等の設置単位

第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い

第 12-2 表

免除の条件		(1)項～(8)項	(9)項～(11)項	(12)項、(15)項
①	特定主要構造部を耐火構造	○	○	○
②	開口部に特定防火戸又は防火戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画	○	—	—
③	②の区画された部分の収容人員が、 ・(6)項 20 人又は 10 人 (注) ・(5)項 30 人又は 10 人 (注) ・(1)項～(4)項、(7)項、(8)項 50 人未満	○	—	—
④	準不燃材料で内装制限又はスプリンクラー設備	○	○	—
⑤	直通階段を避難階段又は特別避難階段	○	○	○
⑥	避難上有効なバルコニー等又は 2 方向避難	○	○	○

(注) 下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するもの

イ 同項第 2 号 第 12-3 表及び第 12-11 図

第 12-3 表

免除の条件		(5)項、(6)項	(5)項、(6)項以外のもの
①	特定主要構造部を耐火構造	○	○
②	居室の外気に面する部分に設けられたバルコニー等、かつ、地上に通ずる階段	○	—
③	居室の外気に面する部分に設けられたバルコニー等、かつ、地上に通ずる階段、渡り廊下又は避難器具	—	○

ウ 同項第 3 号 第 12-12 図

(2) 避難上有効なバルコニー等

ア 省令第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「バルコニーその他これに準ずるもの」とは、次のものをいう。

(ア) 「バルコニー」（開放廊下を含む。）は、耐火構造とし、その周囲に高さが 110 cm 以上の手すり壁、柵又は金網を堅固に固定して設けるもの

(イ) 「その他これに準ずるもの」は、次の a 又は b に掲げる場合において、当該各号に定める構造を有する庇、床又は構造体の突出部をいう。

a 傾斜のある場合

避難時の予想される荷重に十分耐え得るものであり、その上面の傾斜（内側に傾斜がある場合を除く。）が 10 分の 1 以下で、幅（幅は外壁、柱等の外面から測るものとする。）を 80 cm 以上とし、その周囲には高さが 110 cm 以上の手すり壁、柵若しくは金網を設けるか又は外壁、柱等に高さが 90 cm 前後の手すり棒を設けるもの

b 傾斜のない場合

避難時の予想される荷重に十分耐え得るものであり、その幅は 50 cm 以上のもの。この場合において、その幅が 80 cm 未満の場合は、前 a の手すり壁、柵、若しくは金網又は手すり棒を設けるものとする。

イ 省令第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定する「バルコニー等」とは、直接外気に開放された部分を有する煙が充満しない構造のもので一定の面積（おおむね 2 m² 以上）を有するものをいう。この場合において、建基令第 112 条に規定する防火区画した避難用の専用スペースも当該要件に該当するものであれば含まれる。

ウ 省令第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「バルコニーその他これに準ずるものが避難上有効に設けられている」とは、次の(ア)から(イ)までに掲げる場合をいう。

第3章 消防用設備等の設置単位

第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い

なお、バルコニー等に仕切りを設け、又は障害物が置かれている場合で、当該仕切り壁等を容易に破壊し又は除去することができるときは、避難上有効なバルコニー等とみなす。

(ア) 建築物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等を設ける場合（第 12-13 図参照）

(イ) 建築物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等を設け、かつ、当該バルコニー等により避難階段等のいずれかの 2 以上に移行できる場合（第 12-14 図参照）

(ウ) 建築物の居室間を相互に連絡できるようバルコニー等を設け、かつ、当該バルコニー等により避難階段等のいずれかの 2 以上に移行できる場合（第 12-15 図参照）この場合において、居室間の隔壁は、不燃材料で造る場合に限る。

(3) 二方向避難

ア 省令第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「2 以上の異なった経路により、これらの直通階段のうち 2 以上のものに到達しうるように設けられている」とは、次のように設ける場合をいう。

(ア) 建築物の両端のそれぞれに直通階段を設ける場合（第 12-16 図参照）

(イ) 建築物の周囲（内側を含む。）に廊下を設け、いずれの部分で火災が生じても異なる二方向に避難できるための直通階段を設ける場合（第 12-17 図参照）

(ウ) 階段、エレベーター、便所等が建築物の中心部に集中したコア型式の建築物については、いずれの部分で火災が発生しても異なる二方向に避難できるよう、2 以上の直通階段を設置し、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして 30m 以上となるように設ける場合（第 12-18 図参照）

イ 省令第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「あらゆる部分」とは、「居室の出入口から」をいう。

(4) 居室の外気に面する部分に設けるバルコニー等

ア 省令第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定する「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられており」とは、次のように設ける場合をいう。

(ア) (2)ウ(ア)及び(イ)のように設ける場合

(イ) 建築物の居室と他の居室とを区画する壁を不燃材料で造り、隣室の居室とを相互に連絡できるバルコニー等を設ける場合（第 12-19 図参照）。この場合において、独立したバルコニー等には、それぞれに避難のための設備若しくは器具を設けること。

イ 省令第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定する「その他の避難のための設備若しくは器具」とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 「避難のための設備」とは、各階のバルコニー等に設ける階段及び傾斜路をいう。

(イ) 「避難のための器具」とは、各階のバルコニー等に設ける避難用タラップ、避難はしご、緩降機及び救助袋をいう。

ウ 省令第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定する「他の建築物に通じる設備若しくは器具」とは、次に掲げるものをいう。

(ア) 「他の建築物に通じる設備」とは、渡り廊下をいう。

(イ) 「他の建築物に通じる器具」とは、避難橋をいう。

(5) 屋上広場による免除

屋上広場による避難器具の免除は、省令第 26 条第 7 項の規定によるほか、次による。

ア 省令第 26 条第 7 項により屋上広場の直下階の避難器具を免除する例は、第 12-20 図のとおり。

イ 省令第 26 条第 7 項第 1 号に規定する「屋上広場の面積」の算定にあたり、避難上の障害となる建築物、工作物等の部分は、当該面積の算定から除くものとする。

ウ 屋上広場に面して換気口が設けられている場合には、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。

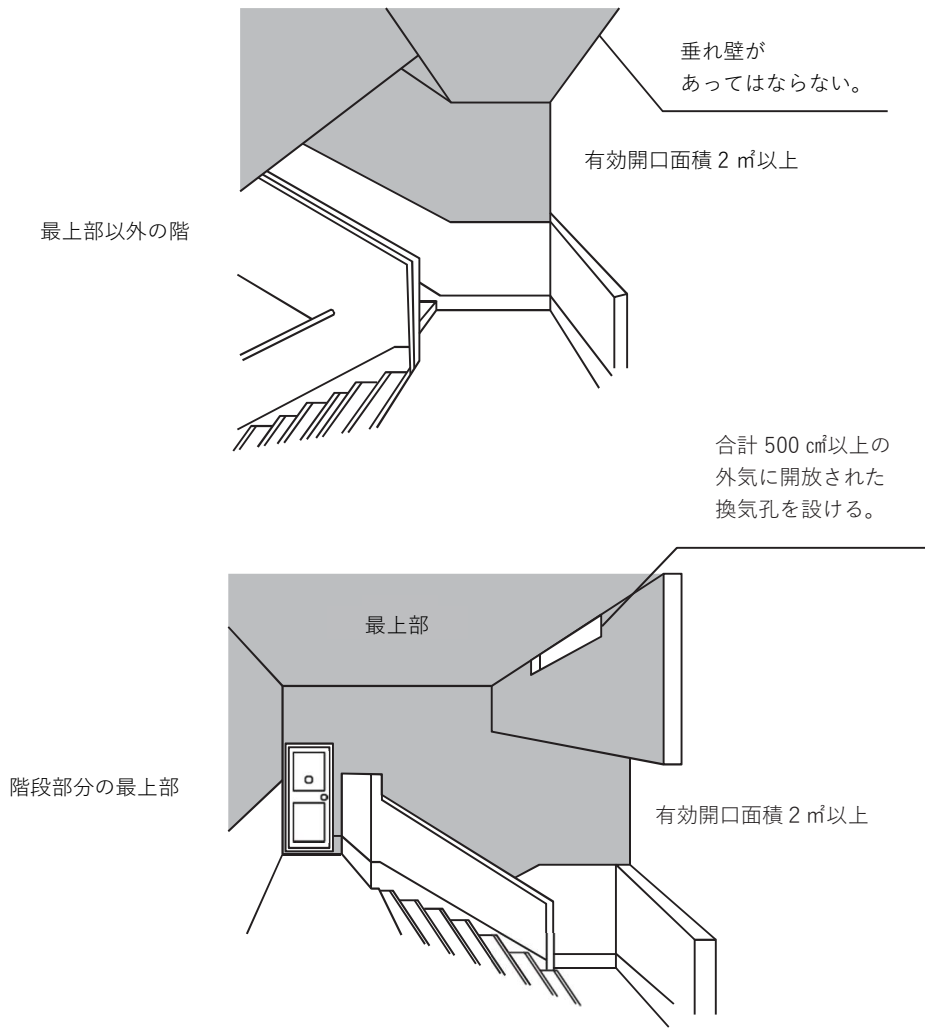
エ 屋上広場には、転落防止のための高さが 110 cm 以上の手すり壁、柵又は金網を設けること。

オ 屋上の床版の耐火性能は、建基令第 107 条に規定する 1 時間の耐火性能を有するものとする。

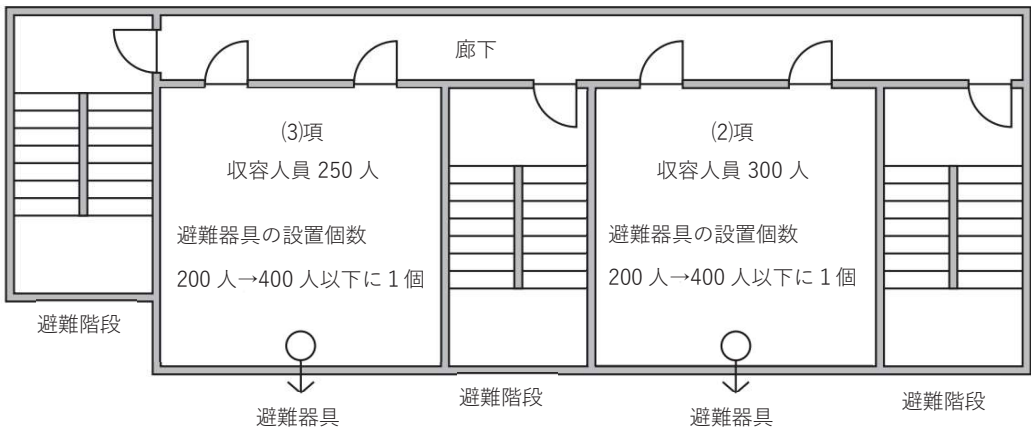
カ 屋上広場は、道又ははしご付消防自動車、安全かつ効率的な救助活動を実施するために設ける空地に面していること。

第3章 消防用設備等の設置単位

第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い



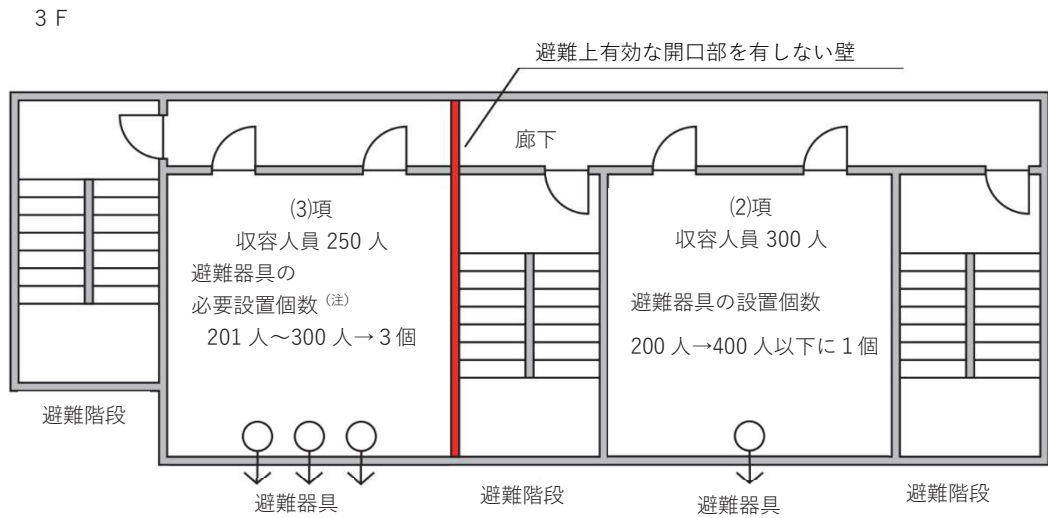
第 12- 1 図



第 12-2 図

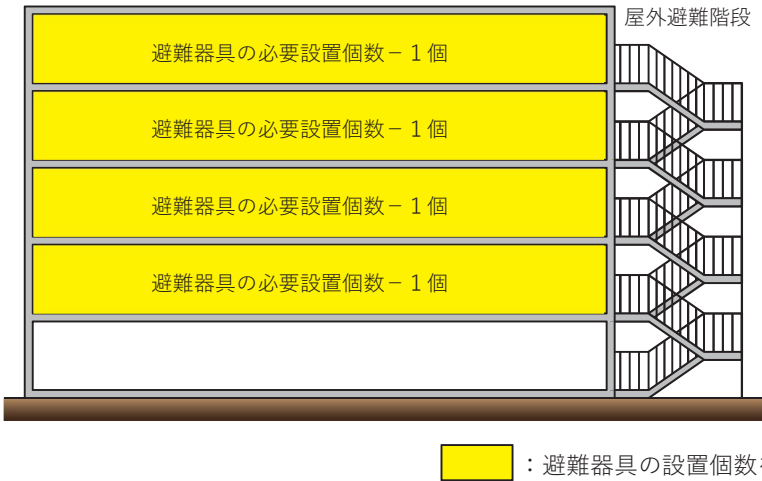
第3章 消防用設備等の設置単位

第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い

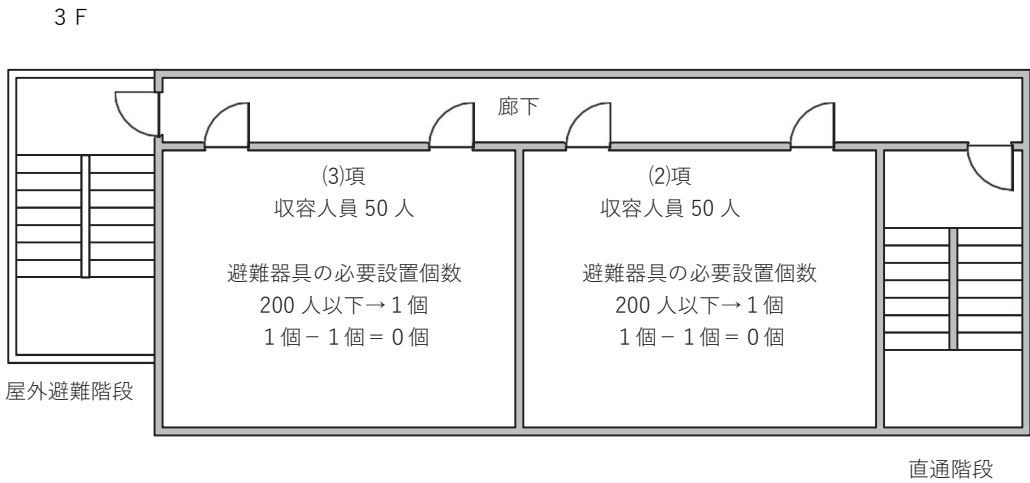


(注)政令第 25 条第 1 項第 5 号が適用される。

第 12- 3 図

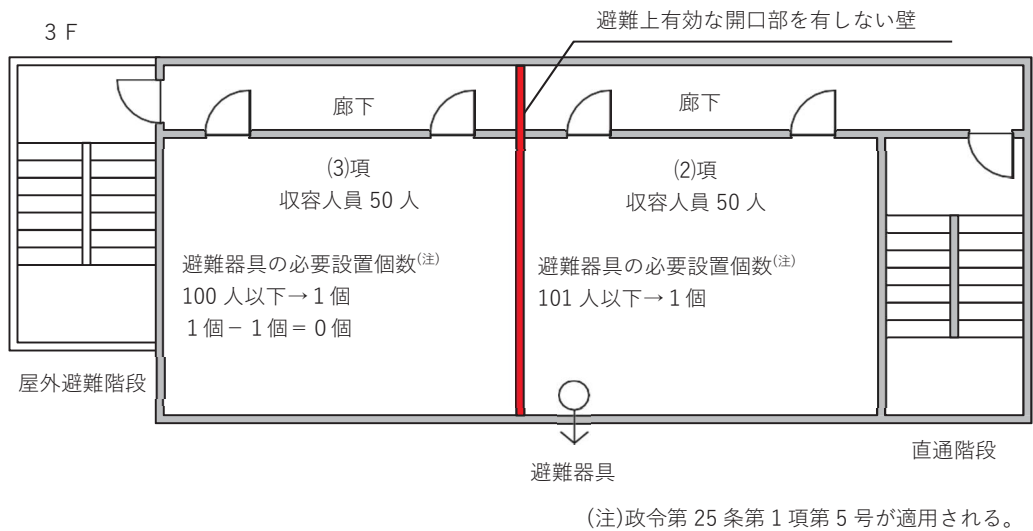


第 12- 4 図



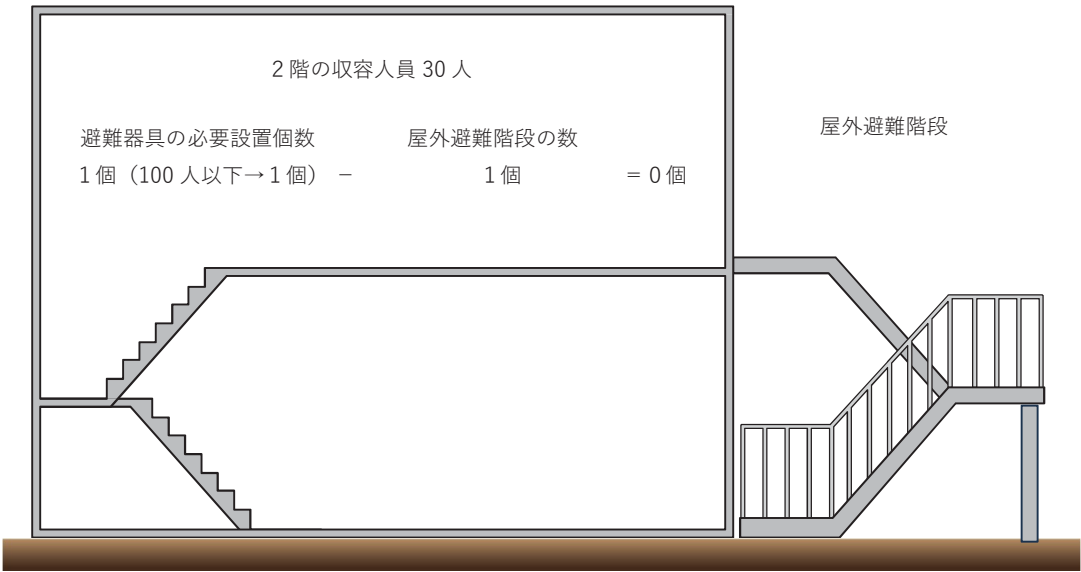
第 12- 5 図

第3章 消防用設備等の設置単位
第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い



第 12-6 図

(2 階建ての(6)項口に掲げる防火対象物)



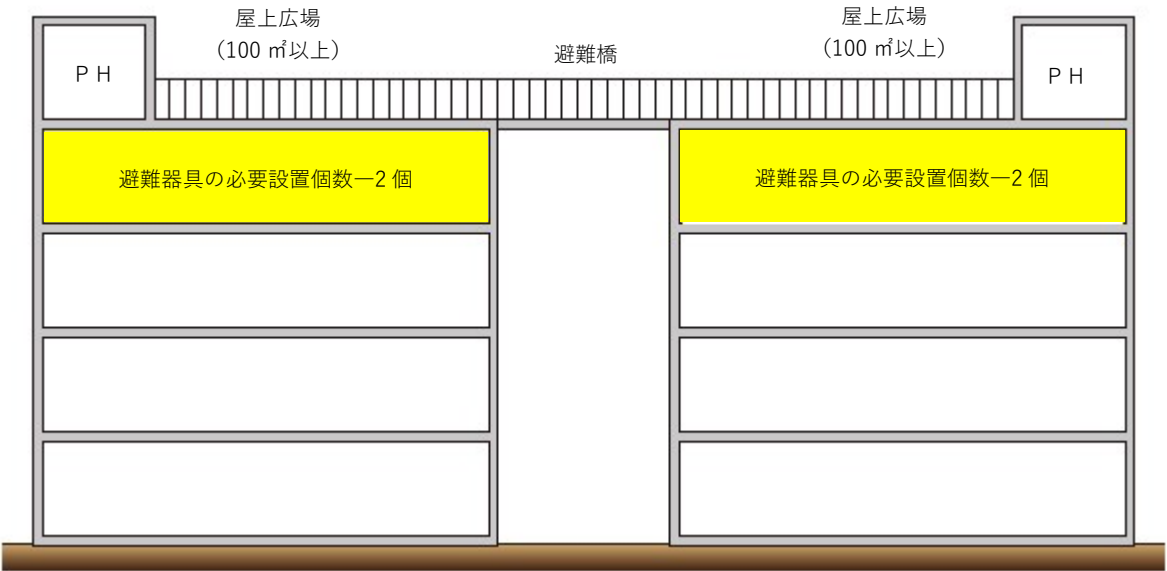
第 12-7 図

第3章 消防用設備等の設置単位
第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い



 : 避難器具の設置個数を減免できる階

第 12-8 図

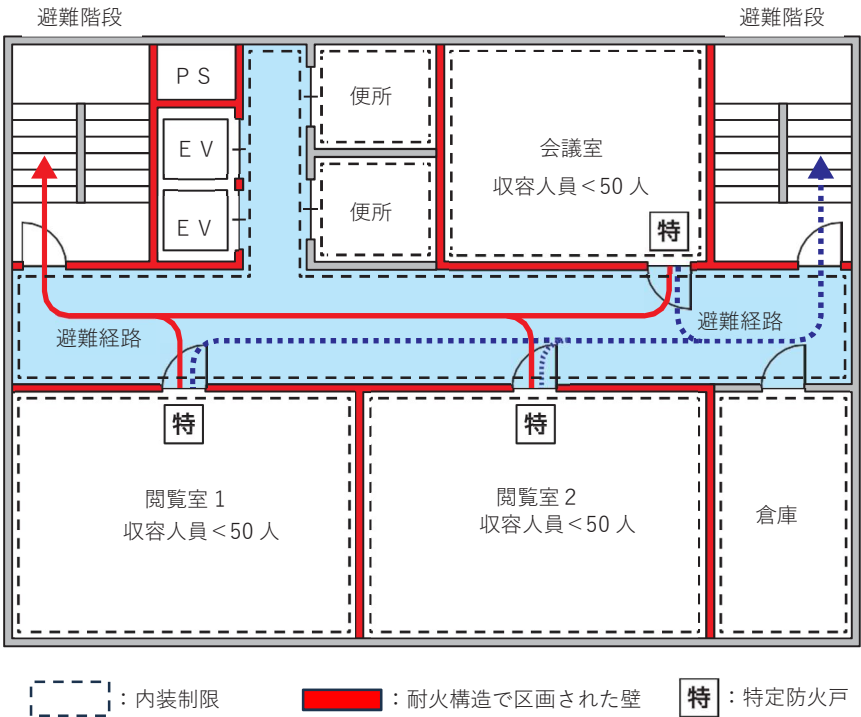


 : 避難器具の設置個数を減免できる階

第 12-9 図

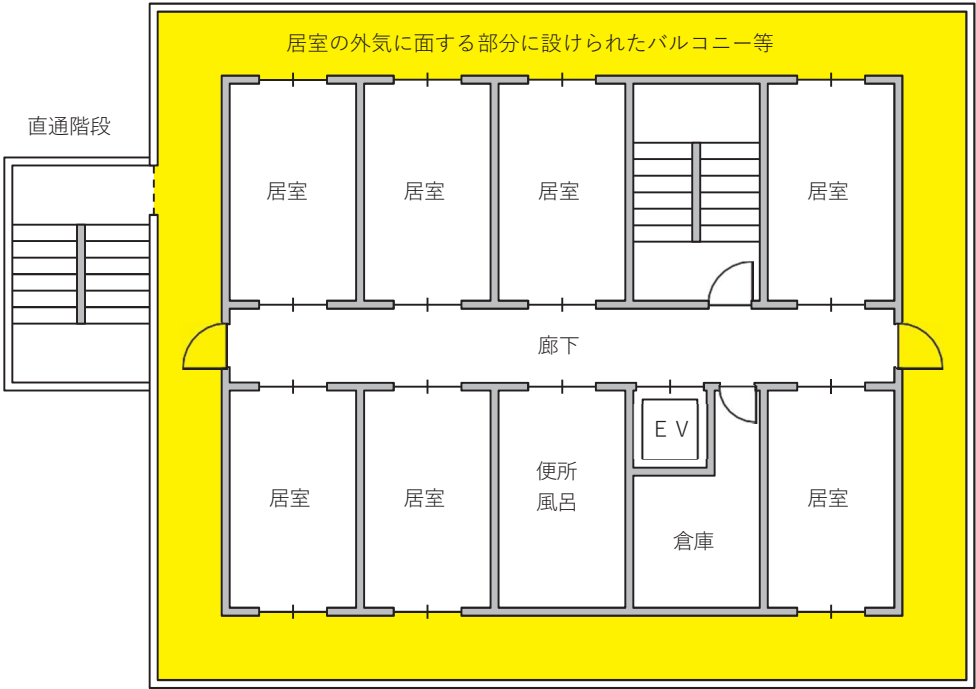
第3章 消防用設備等の設置単位
第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い

((8)項に掲げる防火対象物) 2 方向避難の場合の例



第 12-10 図

((6)項口に掲げる防火対象物) 居室の外気に面する部分に設けられたバルコニー等の場合の例

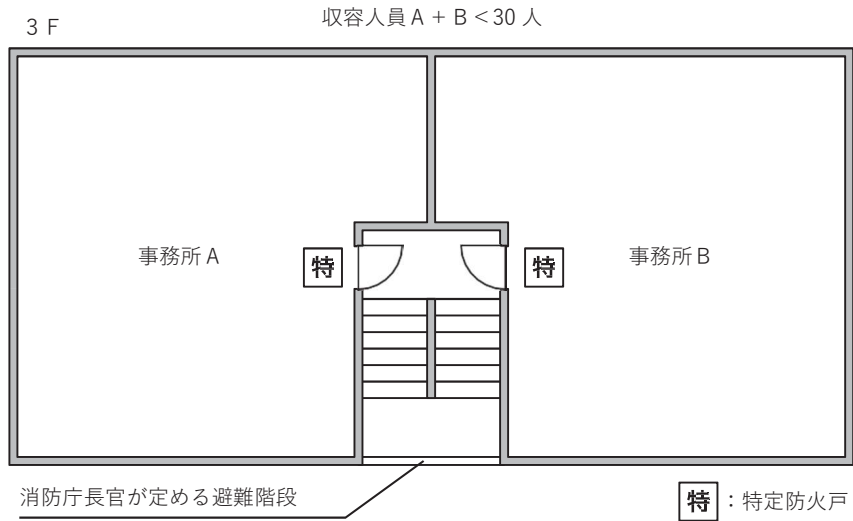


第 12-11 図

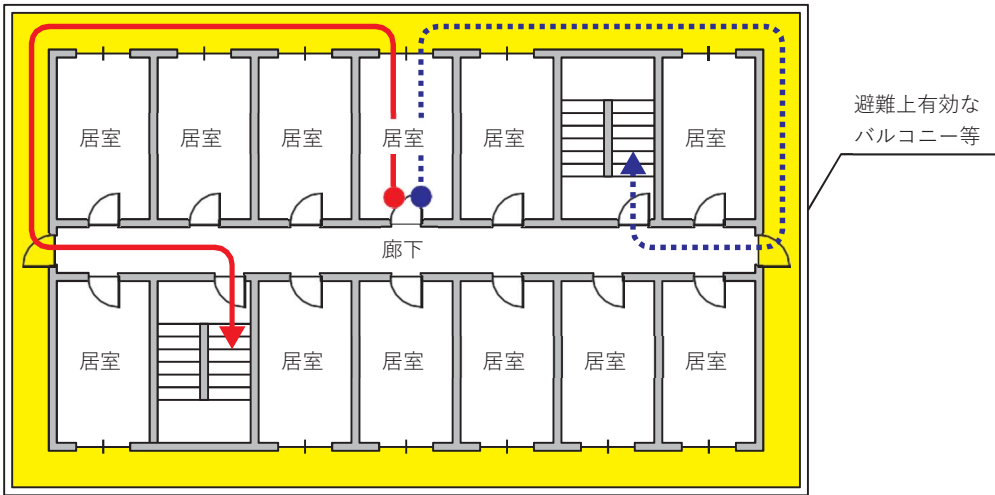
第3章 消防用設備等の設置単位

第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い

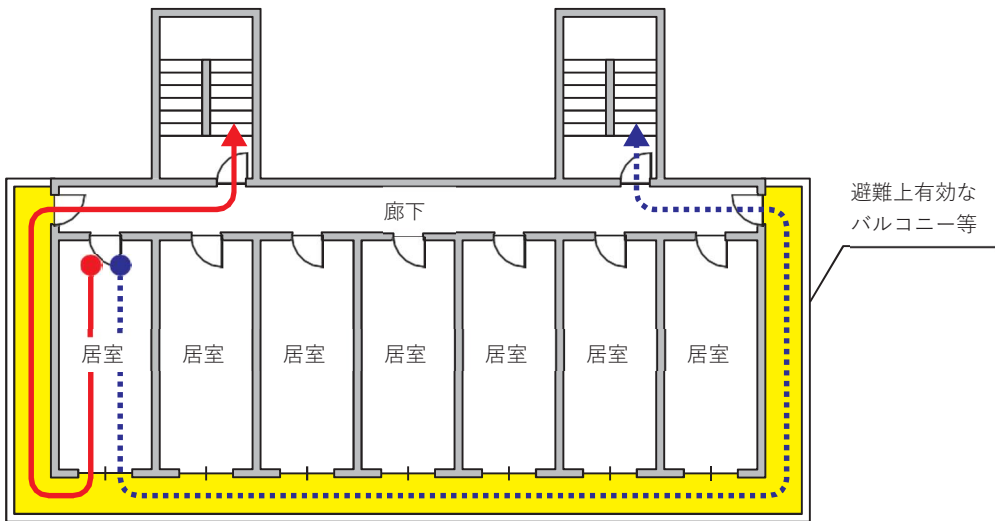
((15)項に掲げる防火対象物)



第 12-12 図



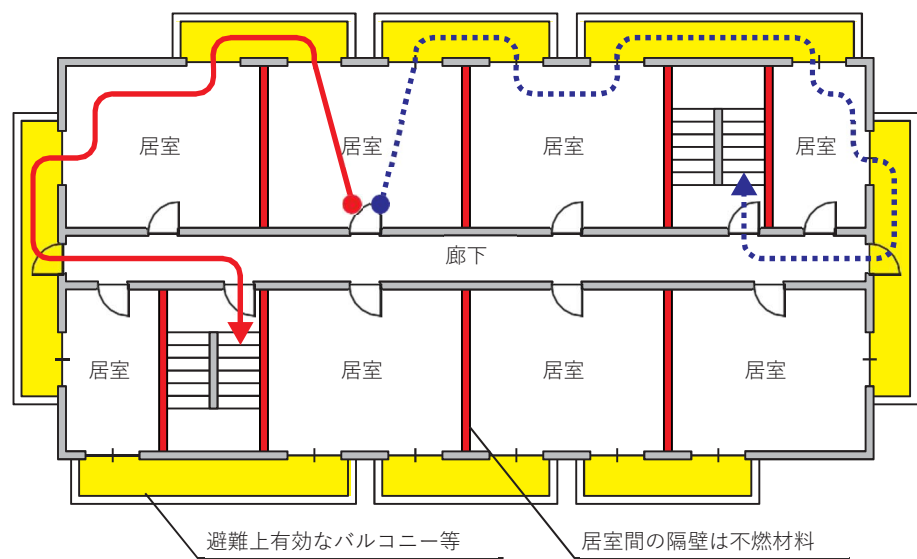
第 12-13 図



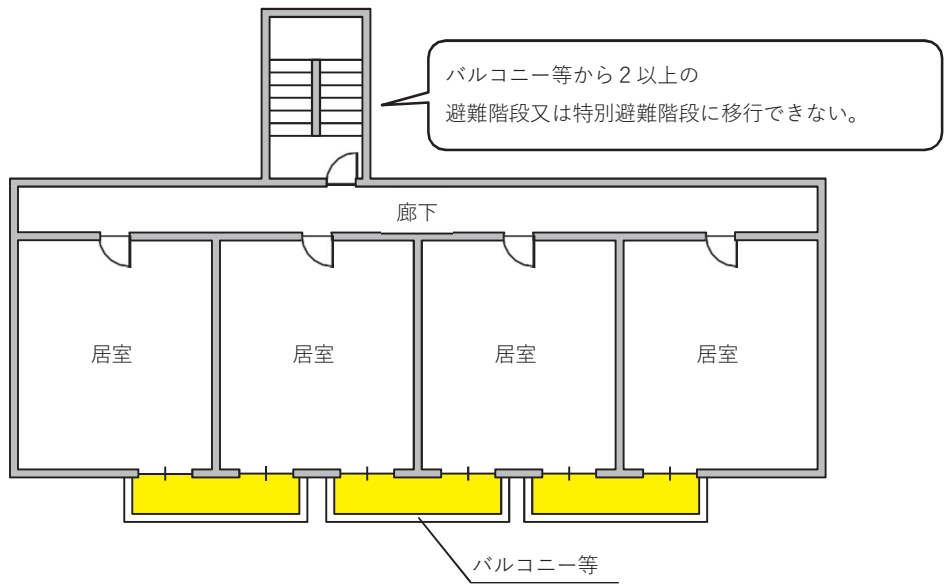
第 12-14 図

第3章 消防用設備等の設置単位

第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い

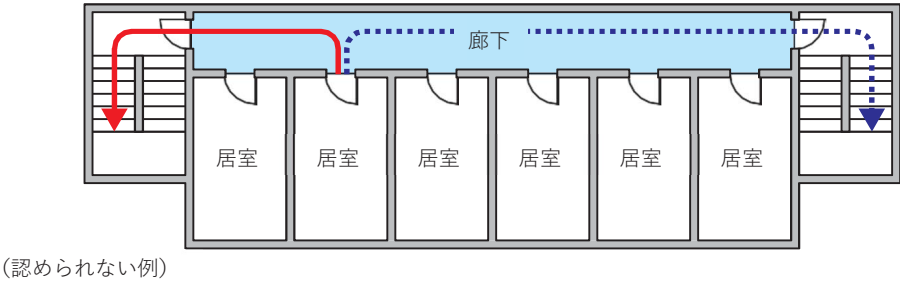


(認められない例)

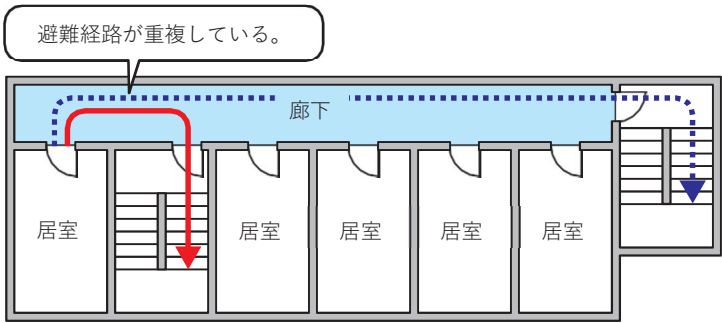


第 12-15 図

第3章 消防用設備等の設置単位
第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い

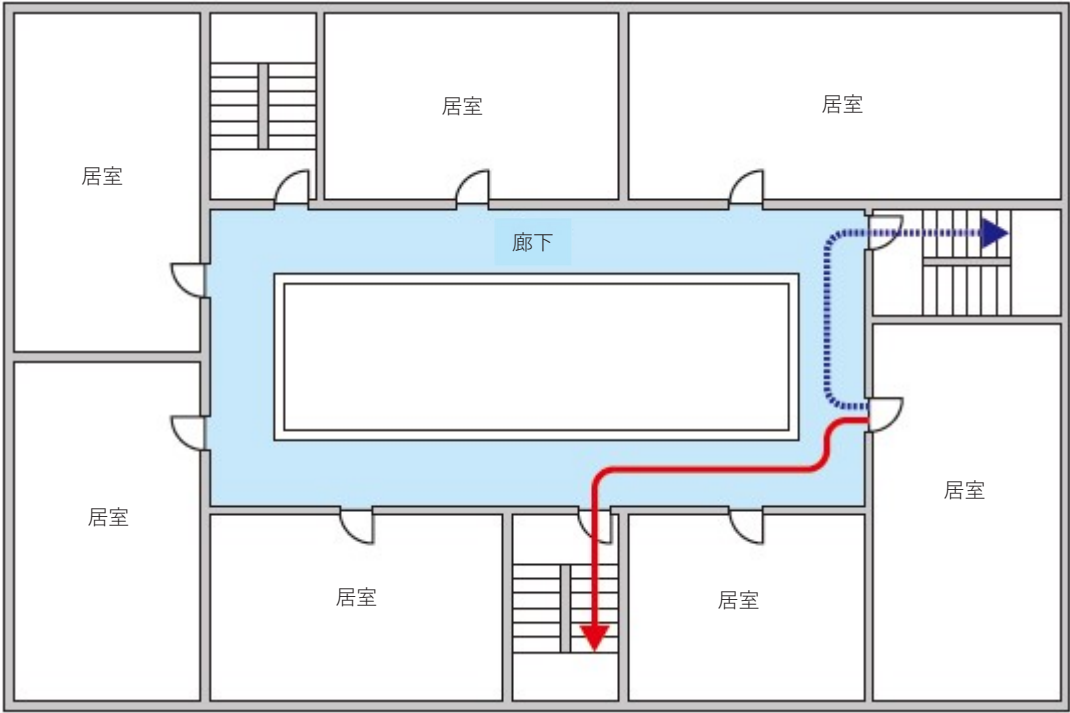


(認められない例)



避難経路が重複している。

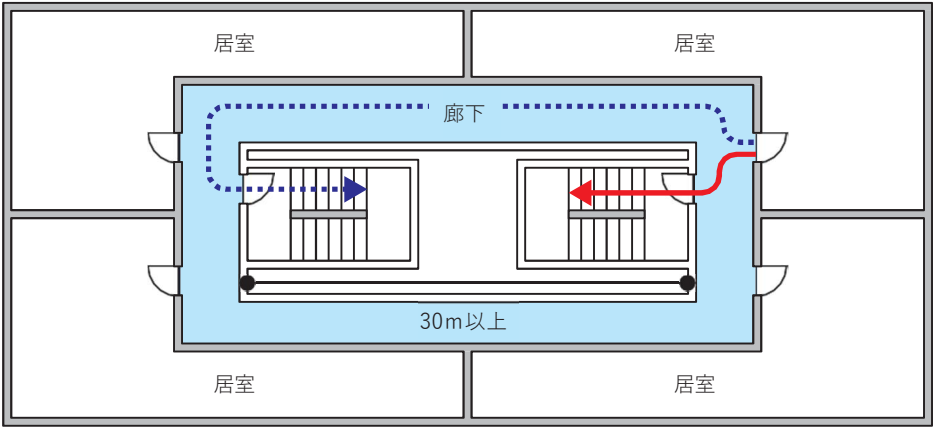
第 12-16 図



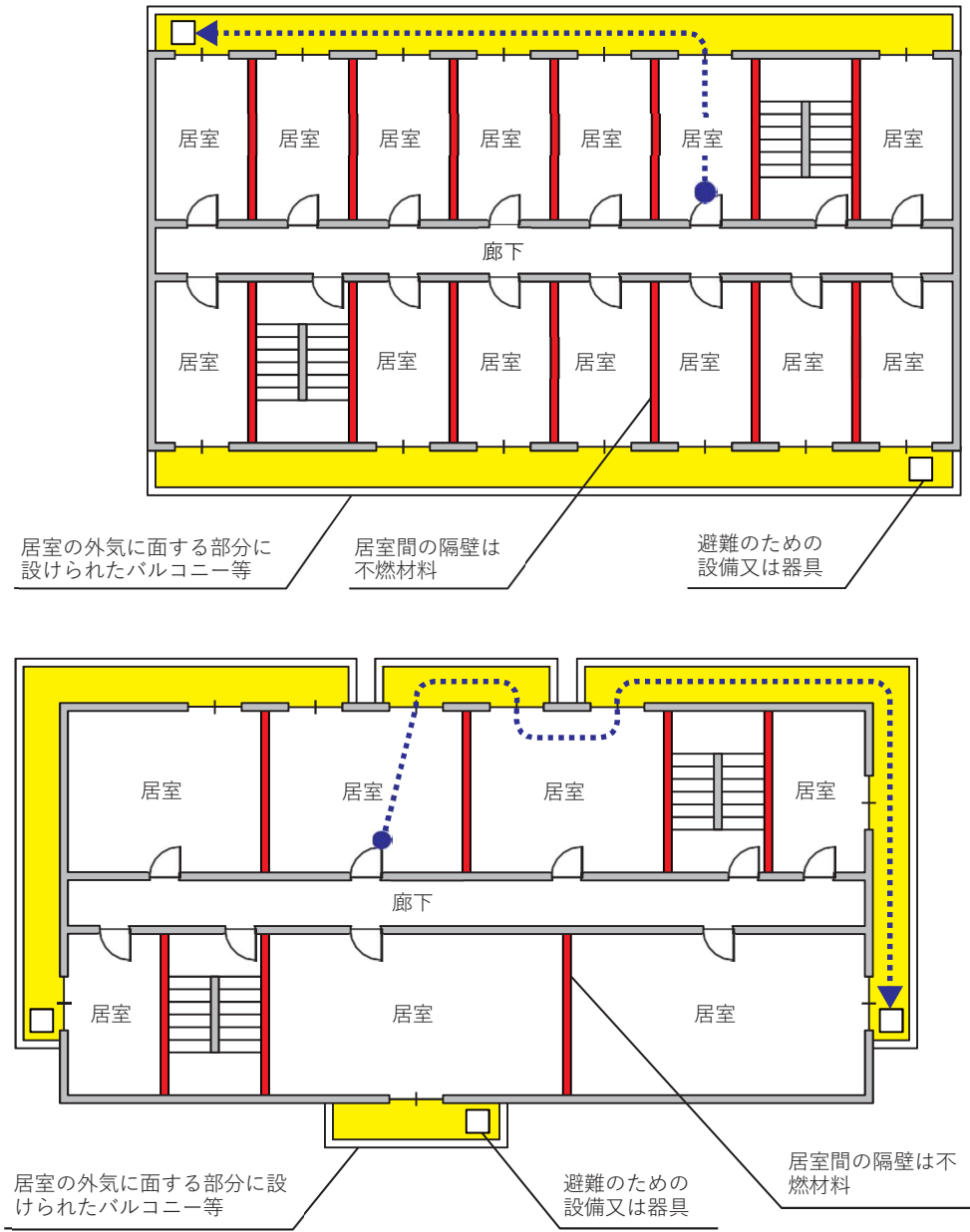
第 12-17 図

第3章 消防用設備等の設置単位

第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い



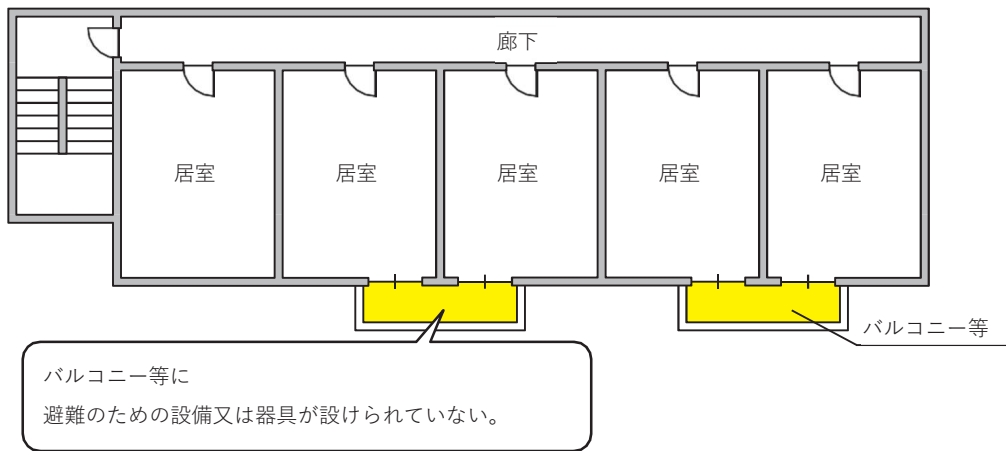
第 12-18 図



第3章 消防用設備等の設置単位

第 12 避難器具の設置個数の減免の取り扱い

(認められない例)



第 12-19 図



第 12-20 図